表中

一〇五、三一〇	一一〇、二三五
四二四	二三五
一、二〇五	一、九一四
一九三	四三〇
二四一、八〇九	二三一、二五五
三三、八三九	三八、四一七
一八、七六八	一八、四五三
四三、四四七	四五、二九九
一七、七六一	二六、二七一
一八、六一四	一七、九四七
七〇、八三五	七六、一九六
一五五、二一六	一七二、六四三
一九、四六四	二一、〇〇九
四九二、六三八	四三四、五五四
一三、一七六	一三、六〇六
四五八、三〇〇	四四九、六八九
四六、一八九	四六、九四七
二、一七六	一、九六一
五七、八四六	七〇、七〇六
一九、七五二	二三、九九六
四五、六五六	五二、一一二
二〇七、九九六	一九五、二三七
八〇、三七三	七四、四三八

を

に改める。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十三条第二項第三号の規定に基づき、平成十一年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第十九号（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一一七、四〇二」を「九六、三四八」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「七三、〇八一」を「六一、六〇九」に改める。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）第七条の三第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（平成二十年三月財務省、環境省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

表の下欄中「二、九二一円」を「三、八一二円」に、「三、六四九円」を「四、二六四円」に、「五、一八四円」を「六、三三一円」に、「四、六四二円」を「一、八五二円」に、「四、七三九円」を「二、〇八三円」に、「四三、〇七五円」を「二三、八五八円」に、「九四、六五八円」を「七〇、五一〇円」に、「六八、〇八九円」を「四〇、六三二円」に、「六二、四九九円」を「四三、一八八円」に、「八四、九〇四円」を「六八、九三五円」に、「六五、八二四円」を「四〇、一七二円」に改める。